

公社債店頭取引に係る各種発表様式の再編等の概要

1. 発表様式の再編

(1) 発表様式の統合

新たに、国債以外についても、投資家別の売買状況を発表することとし、「公社債種類別店頭売買高」、「公社債投資家別売買高」、「国債投資家別売買高」を「公社債店頭売買高」に統合する。

(2) 発表時期の変更

変更後		現 在	
発表様式	発表時期	発表様式	発表時期
公社債店頭売買高	毎月 20 日(当日が休業日の場合は、翌営業日)	公社債種類別店頭売買高	毎月 15 日(当日が休業日の場合は、翌営業日)
		公社債投資家別売買高	毎月 20 日(当日が休業日の場合は、翌営業日)
		国債投資家別売買高	

※ 「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」の発表時期については、毎月 20 日(当日が休業日の場合は、翌営業日)で変更はありません。

2. 国債決済期間の短縮 (T+1) 化に伴う見直し

国債決済期間の短縮 (T+1) 化に伴い導入された銘柄後決め GC レポ取引における国債バスケット取引を発表項目として追加する。なお、当該バスケット取引の金額は、約定金額(バスケットベースのスタート受渡金額(グロス))とする。(対象:「公社債店頭売買高」及び「公社債条件付売買残高」)

3. その他の変更

次のとおり、債券種類の区分について見直しを行う。(対象:「公社債店頭売買高」)

- ① 「交通債・放送債」の区分を廃止し、「社債」中の「一般債」の区分に統合。
- ② 「金融債」の内訳である「利付」「割引」の区分を廃止。
- ③ 「社債」の内訳である「公募電債」「電力債」「一般債」のうち、「公募電債」の区分を廃止し、「一般債」の区分に統合。

以 上